

# Software License Agreement

この Software License Agreement (以下「本利用許諾書」といいます) は、PG マルチペイメントサービス (以下「本サービス」といいます) の利用等に関する契約 (以下「利用契約」といいます) に付帯する契約であって、利用契約を **GMO ペイメントゲートウェイ株式会社** (以下「PG」といいます) との間で締結した者 (以下「甲」といいます) が、本ソフトウェア等 (第2条にて定義します) を、本利用許諾書記載の条件にて利用することを許諾するためのものです。

## (適用範囲)

**第1条** 本利用許諾書は、甲が本サービスを利用する場合に適用されます。PG は、甲が PG のシステムを実際に利用した場合、甲が本利用許諾書記載の条件を承諾したものとみなします。利用契約と本利用許諾書との規定に矛盾が生じた場合は、本利用許諾書の規定が優先して適用されるものとし、本利用許諾に定めのない規定は利用規約第1章の定めが適用されます。

## (定義)

**第2条** 用語の定義は利用契約のものを準用する他、本利用許諾書において以下の各号の用語は、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) 「**本ソフトウェア**」とは、PG のシステム上で甲に提供する PG のソフトウェア製品「PG マルチペイメントサービス (Entry 版/Standard 版/Advanced 版)」及びこれらの更新版の総称をいいます。
- (2) 「**本ドキュメント**」とは、本ソフトウェアを利用するためのユーザーガイド及びマニュアル並びにそれらの改訂版 (いずれも電子媒体等で提供されるものを含みます) をいいます。
- (3) 「**本ソフトウェア等**」とは、本ソフトウェアと本ドキュメントの総称をいいます。
- (4) 「**SHOP ID**」とは、本サービスを利用する甲の仮想店舗を識別するための PG 所定の符号 (SHOP IDENTIFICATION) をいい、仮想店舗1つごとに対し1つ必要となります。
- (5) 「**利用規約**」とは、利用契約の成立及び内容等について定める「PG マルチペイメントサービス利用規約」を指します。

## (利用許諾)

**第3条** PG は、甲に対し、甲と PG との間で別途合意した場合を除き、利用契約が締結されていることを条件として、本利用許諾書及び本ドキュメントに明記された規定に従って、甲による本サービスの利用を唯一の目的として、本ソフトウェア等を利用する譲渡不能かつ非独占的な利用権を許諾します。また、甲は、甲が自己の本サービス利用に関する業務を委託する第三者に対し、当該第三者が本利用許諾書の規定 (利用契約の締結は含みません) に従うことを条件に、本ソフトウェア等を利用させることができます。かかる場合、甲は当該第三者による本ソフトウェア等の利用について、当該第三者が本利用許諾書を遵守していることについて責任を負うものとします。

2. 本ソフトウェアは SHOP ID に対応する仮想店舗を通じて行う信用販売又はその他の販売においてのみ利用することができます。甲は、SHOP ID の範囲を超えて本ソフトウェアを利用する場合は、PG が別途定めるところに従い、新たに PG から追加の SHOP ID の発行を受ける必要があります。新たな SHOP ID の範囲内で利用する本ソフトウェアについても、本利用許諾書の規定が適用されます。
3. PG は、本ソフトウェア等の改良、改変等のカスタマイズを甲が要望した場合は、当該カスタマイズが可能か否かを含め当該カスタマイズ費用について甲と別途協議の上、別途合意した所に従って当該カスタマイズを行うものとします。カスタマイズ後の本ソフトウェア等の利用許諾及びその他の条件についても本利用許諾書の規定が適用されます。
4. 利用契約の締結前に甲が本ソフトウェアを利用する場合の取り扱いについて以下の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 甲が本サービス利用のために本ソフトウェアの検討又は検証若しくは評価目的 (開発、試作目的は禁止) でのみ利用することを条件に、甲に対し無償で利用許諾します。
  - (2) 利用期間は別途 PG との間で定められた期間とし、当該期間中に利用契約を締結した場合は、利用契約の締結日の前日までとします。
  - (3) 前項の期間中の本ソフトウェアについても、前三項及び第5条の定めを除き本利用許諾書の規定が適用されます。

## (制限事項)

**第4条** PG による甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は、本ソフトウェア等に関連し PG が保有する権利又は第三者が保有し PG が正当にその利用許諾を受けたいかなる権利についても甲に譲渡するものではありません。

2. 甲は、本ソフトウェア等の利用において以下の各号の行為を自らしてはならず、又は第三者をして行わせてはならないものとします。
  - (1) 本ソフトウェア等の表示又は財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること
  - (2) 本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイルを行うこと (但し、相互運用性検証のため必要不可欠な場合を除きます)
  - (3) 本ソフトウェア等の翻案、改変を行うこと
  - (4) PG の事前の書面による承諾なく、本ソフトウェアのベンチマークテストの結果を開示すること
  - (5) 本利用許諾書に別段の定めがある場合又は PG の書面による承諾を得ている場合を除き、第三者に対し本ソフトウェア等を再利用許諾、頒布又は貸与すること

## (ライセンス料)

**第5条** 甲は、第3条に基づく本ソフトウェア等の利用許諾の対価として本申込書等記載のライセンス料 (以下「**ライセンス料**」) 及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払うものとします。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用するものとします。

2. 甲は、本ソフトウェア等又は本サービスを一度も利用しなかった場合であっても、前項に基づく支払を免れないものとします。
3. PG は、甲へ本ソフトウェア等を提供した後に、甲が本サービス若しくは本ソフトウェア等を一度も利用せず又は本利用契約が事由の如何を問わず終了した場合であっても、受領済みのライセンス料及びこれに対する消費税相当額を甲に返還する義務を負わないものとします。

#### (保証及び免責)

- 第6条** PGは、本ソフトウェアが全ての主要な点において該当の本ドキュメント記載の機能を有することを保証します。
- PGは、本ソフトウェアが本ドキュメント記載の機能を有していない場合、保証義務違反を発生させた本ソフトウェアを補正するための商業的に合理的な努力をします。但し、PGが商業的に合理的な方法で保証義務違反を実質的に補正できない場合は、甲は本ソフトウェア等の利用を終了し、利用契約を終了させることができます。
  - PGは本ソフトウェアがエラーや中断が無く稼働することを保証せず、またエラーの全てを補正することを保証しません。前項の定めがPGの唯一の責任であり、前項以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切無いものとします。

#### (第三者からの申立てに対する対応)

- 第7条** 第三者から、甲に対して本ソフトウェア等が当該第三者の知的財産権を侵害しているとの苦情又は裁判上若しくは裁判外での請求(以下「クレーム」と総称します)が提起された場合には、PGは、甲が以下の各号全てを実施することを条件に、甲にクレームに起因する甲の損失の補償を利用契約の範囲内で行うものとします。
- クレームの通知を受けてから30日以内にPGに書面で通知すること
  - PGに防御と解決のためのあらゆる交渉を単独で行わせること
  - PGがクレームに対する防御又は解決に必要とする情報、権限及び協力をPGに与えること
- 本ソフトウェア等が第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又はPGが認めた場合には、PGは、本ソフトウェア等を侵害にならないような(実用性又は機能性を実質的に損なわずに)修正、又は継続して利用できる使用権の取得のいずれかの措置をとることができ、これらいずれの措置も商業的に合理的でない場合には、PGは本ソフトウェアの利用許諾を終了し、本ソフトウェア等の返却を求め、利用契約を終了します。
  - 以下の各号のいずれかに該当する場合、PGは甲に対して第1項に基づく補償を行わないものとします。
    - 甲が本利用許諾書及び本ドキュメントに定めた利用範囲を超えて本ソフトウェア等を利用した場合
    - 最新版の本ソフトウェア等を甲が利用していれば侵害が避けられた場合に、甲が旧バージョンを利用していたことに起因してクレームを受けた場合
    - 本ソフトウェア等をPGが提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害の場合
  - その他クレームに関するPGの責任は、本条に定めるものに限られるものとします。

#### (利用権許諾の終了)

- 第8条** 甲が本利用許諾書記載の条件に違反し、PGからの書面による催告があった後30日以内に違反を是正しないときは、PGは本利用許諾書により甲に対して本ソフトウェア等の利用許諾及び利用契約の全部又は一部を終了させることができます。
- 別段の定めがある場合を除き、利用契約が終了した場合は本利用許諾書に基づく利用許諾も何らの通知及び催告もなく終了するものとします。
  - 本利用許諾書について甲の債務不履行が発生した場合、甲は本利用許諾書に基づく本ソフトウェア等の利用はできないことに同意します。
  - 利用許諾の終了後においても、第三者からの知的財産権侵害主張に対する対応、ライセンス料の支払等、性質上存続すべき事項は、本利用許諾書終了後も引き続き有効に存続します。
  - 本ソフトウェア等の利用許諾が理由の如何にかかわらず終了した場合、甲は直ちに本ソフトウェア等の利用を取り止め、本ドキュメント等PGから提供を受けている資料等を返還し又は廃棄若しくは消去しなければならず、PGが要求を受けた場合は直ちに当該廃棄又は消去を証する書面をPGに提出するものとします。

#### (監査)

- 第9条** PGは、事前に書面で通知することにより、甲による本ソフトウェア等の利用状況について、監査を行うことができます。甲はPGによる監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。
- 前項の監査の結果、甲に利用許諾された範囲を超えて本ソフトウェア等を利用していることが判明した場合、PGは超過分のライセンス料を請求できるものとし、甲はPGの書面による通知から30日以内に当該請求金額を支払うことに同意します。甲から当該請求金額が支払われない場合、PGは、利用契約を終了させることができます。かかる場合、甲に対する本ソフトウェア等の利用許諾は当然に終了します。

以上